

平成31年度 五島保健所事業概要 (計画編)

長崎県五島保健所（長崎県五島振興局 保健部）

1 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項

1. 1 広報・啓発

1.1.1 広報事業

【事業目的】

人口の少子・高齢化や生活習慣病の増加という疾病構造の変化等に対応し、生活習慣病の予防に関する知識の普及、高齢者の生活指導、地域住民の積極的な健康づくりに資する広報・啓発を行う。

【現状と課題】

- ・健康関連情報が氾濫し、また、地域住民の保健医療情報に関するニーズが増大・多様化する中で、地域住民に正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要になっている。
- ・必要に応じて、五島市と情報を共有し情報の提供を行っている。

【計画】

- ・関係機関及び住民に対し、ホームページなどによる公衆衛生情報の発信
- ・地域住民や関係機関と協働した啓発活動
- ・地域住民が積極的に健康づくりに向けた意識を持つよう、各種講演会や研修会の開催
- ・五島市・管内企業などが行う講演会等の講師としての職員の派遣

1. 2 地域保健研修

1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、五島市職員を中心とした地域保健関係職員、医療・福祉・介護関係職員及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

地域保健対策に係る人材は、公衆衛生の最新の専門知識に基づく指導的役割はもとより地域保健の現場を支える実践力、健康危機管理への対応能力、虐待や精神の個別困難ケースへの対応等、様々な情勢や住民ニーズの多様化に対応していく必要があるため、関係機関からの要望等に応じ研修会を開催している。

【計画】

- ・各種研修会の情報を関係機関及び五島市に周知し、研修への参加を促す。
- ・市町職員等地域保健関係者の研修に係る企画調整
- ・新型インフルエンザや災害対応等に係る研修会を（年1回）実施する。

1.2.2 学生等教育研修事業

【事業目的】

地域の保健医療を担う人材の育成や公衆衛生に理解のある保健医療関係者の人材を確保するため、大学等の要請を踏まえて研修生や学生を受け入れ保健所事業や公衆衛生活動の実践的指導を行う。

【現状と課題】

- ・年間をとおして次の学生実習を受け入れている。

長崎大学の「離島医療・保健実習（医学部生、薬学部生、歯学部生、保健学科生を対象）」および「地域・国際助産学実習（助産師養成コース生を対象）」、長崎県立大学シーボルト校の「しまの健康実習（看護学科生を対象）」および「公衆栄養臨地実習（管理栄養士養成コースを対象）」

- ・実習終了後、大学が開催する離島医療教育研究会や実習報告会、指導者会議等で実習の評価および次年度の実習方法等について協議し共通認識を図ることが必要である。
- ・長崎大学の「離島医療・保健実習」では、事例検討のテーマを事前に周知し事前学習を促している。保健所事業や公衆衛生活動の理解を深めるために、事例検討の事例は、臨場感が感じられる事例を選定している。

【計画】

- ・長崎大学離島医療・保健実習を、毎月2回まで受け入れる。
- ・長崎県立大学シーボルト校看護学科実習（年2回程度）を受け入れる。
- ・公衆栄養学臨地実習（年1回程度）を受け入れる。
- ・学生実習における大学との連携（隨時）

2 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項

2. 1 統計調査

【事業目的】

各調査の目的に応じた適切な調査を行うことで、地域の保健衛生行政に必要な基礎資料を得る。

【現状と課題】

- ・保健所では、次の保健衛生統計に関する調査のとりまとめを行っている。
　国民生活基礎調査、人口動態調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、医療従事者調査、医療施設静態・動態調査、病院報告、患者調査、受療行動調査
- ・この統計調査は、国の委託業務であり、保健所でとりまとめたものを、県を通じて厚生労働省へ報告している。集計した結果は、統計書により公表されている。関係機関の要望により公表できるデータの提供等を行っている。

【計画】

- ・毎月、人口動態調査、医療施設調査（動態調査）、病院報告（患者票）を行う。
- ・毎年、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例（年度報）、社会保障・人口問題基本調査を行う。
- ・平成31年度は、国民生活基礎調査、衛生行政報告例（隔年報）を行う。

3 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

3. 1 栄養改善対策

【事業目的】

県民が自ら食生活改善に取り組み、健康的な生活習慣を定着させるために、関係機関と連携し支援体制を充実させるとともに、食に関する環境整備を行う。

【現状と課題】

- ・給食施設については、高齢化に伴い小規模の老人福祉施設の増加傾向がみられるが、栄養管理のための基準等が明確でないため、個別巡回及び集団指導により給食の質の向上を目指す必要がある。
- ・市行政栄養士は、平成31年度に新規採用が見込まれており、人材育成の支援を行っていく必要がある。
- ・市食生活改善推進協議会は、毎年養成講座を実施し会員増加に努めているが、高齢化による退会者も多く、今後も組織強化のための継続した支援が必要である。

【計画】

- ・特定給食施設等指導（集団 1回以上 ・ 個別巡回：30施設以上）
- ・市町栄養改善業務の支援（業務検討会 2回以上）
- ・食生活改善推進員の活用・組織強化（市協議会理事会及び総会等を通した支援 隨時）
- ・五島市及び食生活改善推進協議会との協同による減塩及び野菜摂取量増加のための啓発活動の実施（隨時）

3. 2 食品衛生対策

3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、食品営業施設の許可並びに届出受理を行い、計画的に立入・収去検査を実施することにより、販売、製造、流通する食品の安全性確保を図る。

【現状と課題】

- ・食品営業施設に対しては事前指導を行い、許可等を行っている。
- ・監視指導については食品事故の多い夏期や年末、イベント開催時など集中して監視を行っている。

【計画】

- ・食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、施設基準等について事前指導を行い、食品営業施設の許可等を行う。
- ・監視指導計画に基づき、食品営業施設等への立ち入り監視指導、食品等の収去検査を行

い、違反を発見した場合は改善指導、食品の回収・廃棄等の措置を行う。

3.2.2 食中毒防止対策事業

【事業目的】

食品衛生思想の普及啓発を図り、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止する。

【現状と課題】

管内での食中毒発生件数は、平成30年度は0件であった。

【計画】

- ・食品衛生月間行事や食品営業施設一斉巡回指導の実施、講習会への講師派遣等により食品衛生思想の普及啓発を図る。
- ・食中毒注意報発令時に関係機関への伝達を行い、注意を促す。

3.2.3 HACCP 手法による衛生管理導入促進（ながさき HACCP）

【事業目的】

国が予定しているHACCP導入型基準の義務化を見据え、HACCPによる衛生管理の普及啓発を図ることで、県内で製造、加工、調理、販売等される食品の安全性を確保する。

【現状と課題】

管内での導入は少なく、今後推進していく必要がある。

【計画】

- ・長崎県独自の簡易HACCP（ながさきHACCP）を利用し、食品製造施設等に対し、導入への情報提供・助言を行う。
- ・HACCP未導入施設を対象とした講習会を実施し、HACCP導入を支援する。
- ・食品営業施設への立ち入り時にHACCP取組み状況を確認し、配布資料に基づいて未導入施設に対する支援を実施する。

3.2.4 カネミ油症被害者対策

【事業目的】

長崎県油症対策委員会が被害者検診や被害者の健康管理指導ならびに患者の認定診査を実施、カネミ油による食中毒の被害者対策を行っている。

【現状と課題】

管内では長崎大学医学部を中心とする油症検診班が、五島市奈留町・玉之浦町における一斉検診を実施しており、平成31年度は福江会場の追加を予定している。

【計画】

検診実施への協力を行う。

4 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

4. 1 生活衛生対策

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理（美）容師法、クリーニング業法に関する許可指導及び助言指導により、県民の日常生活にきわめて深い関係のある生活衛生関係の営業について衛生水準の維持・向上を図る。

【現状と課題】

・旅館業法改正に伴う規制緩和、農林漁業等体験民宿業、住宅宿泊事業法に基づく民泊サービス営業等、営業形態の多様化に伴い、営業者における衛生管理責任への意識の希薄化がある。

【計画】

- ・年間を通しての監視計画に基づく計画的な監視指導
- ・各施設に対し、状況に対応した適切な助言・指導の実施
- ・旅館ホテル及び公衆浴場におけるレジオネラ症発生防止のための監視強化
- ・各組合等の要請に応じて、旅館及び理・美容所の営業者を対象に衛生講習会を開催する。

4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

県民多数の者が使用し、又は、利用する建築物の維持管理に関し、衛生的な環境の確保をはじめ、公衆衛生の向上・増進を図る。

【現状と課題】

特定建築物の衛生的環境の確保

【計画】

特定建築物における衛生的環境の確保を図るため、監視計画に基づき監視指導を行う。

4.1.3 遊泳用プールの監視指導

【事業目的】

遊泳用プールの衛生的な環境の維持・向上を図る。

【現状と課題】

遊泳用プールの安全・衛生の確保

【計画】

遊泳用プール等の監視・指導

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】

県知事認可の水道施設（上水道、簡易水道）について、適正な維持管理の徹底を図るために立入検査を実施する。

【現状と課題】

水道施設の周辺のフェンスが破損している等、衛生上、問題がある施設が存在する。

【計画】

管内の水道施設への計画的な立入検査の実施

4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】

温泉の保護と適正な利用を推進し、住民の保健的利用や癒し効果の増進に努める。

【現状と課題】

温泉利用施設の安全・衛生の確保

【計画】

温泉法に基づく許認可業務、温泉利用施設への立ち入り調査及び指導

4. 2生活排水（浄化槽）対策

4.2.1 浄化槽の適正管理推進事業

【事業目的】

- ・浄化槽の適切な維持管理を指導・啓発することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
- ・浄化槽管理者への維持管理指導、保守点検の啓発などを行い、管理者による適切な維持管理を促す。
- ・浄化槽保守点検業者への指導及び登録事務などを行い、健全な業者を育成指導する。

【現状と課題】

- ・指定検査機関 ((一財)長崎県浄化槽協会)による法定検査において、不適正と判定された浄化槽（みなし浄化槽を含む「以下同じ」）や法定検査受検拒否者に対して、適切な維持管理を実施するよう指導が必要である。
- ・法定検査における不適正理由の中には、保守点検業者や清掃業者による管理や清掃が不十分なものが見受けられる。このため、これら事業者に対しても適宜指導が必要である。

【計画】

- ・指定検査機関と連携をとり、法定検査の進捗状況や台帳情報などを把握する。
- ・浄化槽設置届などについて、長崎県浄化槽事務取扱要領に基づき処理を行い、建築部局及び市町と浄化槽台帳の情報を共有する。
- ・法定検査結果に基づき、浄化槽管理者、保守点検業者及び清掃業者に対し、必要な維持管理作業を行うよう指導する。
- ・法定検査結果について、必要に応じて市町へ情報を提供するとともに、不適正浄化槽等の改善指導を実施する。

4. 3 廃棄物対策

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

一般廃棄物の適正処理を指導・監督し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【現状と課題】

「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき、管内においても広域で効率的な廃棄物の処理体制が整備されることとなるが、一方で各地区に存在している廃焼却炉の計画的解体及び最終処分場の適正な廃止手続きを行っていく必要がある。

【計画】

一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場、し尿処理施設、リサイクル施設等）の整備並びに同施設の維持管理、適正処理についての調査・指導・監督。

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者等に対し、監視・指導を行い、不法投棄の防止など生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

近年では、県内においても大規模な廃棄物不適正処理事案や、産業廃棄物処理業者に係る行政処分の実施など、廃棄物行政に係る違反事例はあとを絶たず、不適正処理の未然防止が大きな課題となっている。

【計画】

- ・職員及び廃棄物適正処理指導員による廃棄物処理業者への立入検査実施計画の策定・実施
- ・産業廃棄物処理業者への研修会の実施
- ・建設リサイクル法に基づく届出者への立入の実施

4.3.3 PCB 廃棄物対策事業

【事業目的】

PCB保管事業者に対し、監視・指導を行い、不適正処理や飛散流出防止など生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- PCB含有安定器は昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された業務用照明機器に使用された可能性がある。
- 平成30年度、県は、PCB含有安定器の掘り起こし調査のため、総務省の統計データを基にした県内事業者へのアンケートを実施（約13,000件（長崎市、佐世保市除く））。
- 五島市では934事業者が対象。平成30年度は、アンケート調査で高濃度PCB安定器を保管または使用している可能性のある事業者及びアンケート未達事業者の59事業者の聞き取り及び立入調査を実施（現在、3事業者についてPCB含有安定器を保管または使用していることが判明。）。
- また、アンケート未回答が591事業者存在し、平成31年度に再調査を実施する予定となっている。（再調査の方向性は廃棄物対策課で検討中）
- PCB含有安定器は平成33年3月31日までに処理する必要があり、PCB含有安定器の保管または使用事業者の洗い出しを急ぎ、必要な手続きを行わせなければならない。
- PCB含有安定器は古い建築物に使用されている可能性があることから、既に廃業した事業者、管理者不明の事業場等が多く存在しており、調査が難航することが考えられる。
- PCB含有安定器は高濃度PCB廃棄物に該当するが、島内には低濃度PCB廃棄物を保管している事業場も存在する。
- 低濃度PCB廃棄物は平成39年3月31日までに処理を行わなければならず、保管事業者へ適正な処理を指導していく必要がある。

【計画】

- 廃棄物対策課の方針に基づいたPCB含有安定器の掘り起こし調査（再調査）の実施
- 「PCB廃棄物の保管及び処分・使用状況報告書」の受理及び適正保管・期間内処理の指導
- 保管事業者への定期的な立入の実施・適正処理の指導（年1回）

4.3.4 リサイクルの推進事業

【事業目的】

- 県民、事業者等への各種リサイクル法の周知徹底に努め、連携・協働して廃棄物の排出抑制や再資源化に取り組む。
- 廃棄物の排出抑制や再資源化に取り組むための環境を考えた処理体系構築を図る。

【現状と課題】

- 建設リサイクル法関係では、再生碎石へのアスベスト混入防止、家屋を解体する際のフロン類含有機器（冷凍機等）の取扱いへの注意喚起を行っている。
- 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の引取、フロン類回収、解体、破碎まで適切になされるよう、登録業者及び許可業者に計画的に立入検査を実施するなど、関係者への啓発・指導が必要である。

【計画】

- ・管内市町環境部門との連絡調整及び連携強化
- ・建設リサイクル法関係
建築部局と合同で解体現場等のパトロールを実施し、分別解体や廃棄物の適正処理の指導を行う。
合同パトロール回数 2回／年（5月及び10月）
- ・自動車リサイクル法関係
自動車リサイクル登録業者及び許可業者への立入検査を行い、適正処理について指導を行う。
- ・廃棄物処理業者等への立入検査の実施

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】

不法投棄や違法焼却の防止、原状回復を指導し、生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・五島市、警察及び海上保安庁と協力し不法投棄防止のパトロールや看板設置を行っている。不法投棄は、特に一般廃棄物の投棄の件数が多く、県民への周知徹底が必要である。
- ・違法焼却の禁止の周知を図っている。年に数回の苦情が発生しており、引き続き周知徹底が必要である。

【計画】

- ・職員及び廃棄物適正処理指導員による定期的なパトロールの実施
- ・不法投棄及び違法焼却を発見した際の原状回復の指導の実施
- ・関係機関との不法投棄監視合同パトロール及び周知活動の実施（6月の環境月間）

4.3.6 レジ袋有料化対策

該当なし

4.3.7 市町保健環境連合会活動支援

【事業目的】

県下の地域保健環境団体が相互に密接な連絡提携を行い、意識の高揚に基づく、県民の健康増進、地域社会の環境保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

【現状と課題】

各地衛連、市の保健環境連合会の活動があまり活発でないため、地域の実状に即した計画を立てる必要がある。

【計画】

各地衛連に共通した事業活動について協議する。

4. 4 環境保全対策

4.4.1 公用用水域及び地下水等の監視

【事業目的】

公用用水域の水質の汚濁の状況を常時監視し、快適な水環境の維持を推進する。

【現状と課題】

- ・福江川は平成10年頃までは環境基準を複数の項目で達成できていなかった。平成14年1月に県から「生活排水対策重点地域」に指定され、福江市（当時）が「福江川流域生活排水対策推進計画」を策定し、五島市と県が共同して浄化槽設置促進など各種の対策を講じており、平成20年度以降はBODの環境基準を達成している。
- ・福江川以外の河川及び海域についてもBOD、CODの環境基準を達成している。
- ・海水浴場については例年「水質AA」であり、「適」に分類されている。

【計画】

- ・管内公用用水域の水質調査の実施（海域4地点（年6回）、河川6地点（年6回、年12回））
- ・海水浴場水質調査の実施 2地点（遊泳前及び遊泳中の2回）

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

工場及び事業場から排出されるばい煙及び粉じん、建築物等の解体等に伴う特定粉じんの排出等を規制することによって、大気の汚染の防止を図り、人の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。

【現状と課題】

ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設への立入検査を適宜行っている。これまでのところ特段大きな問題は発生していないが、引き続き大気汚染防止のために監視を行う必要がある。

【計画】

ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設への立入検査・指導の実施

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

工場及び事業場から公用用水域に排出される水の排出を規制することによって、公用用水域の汚濁の防止を図り人の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。

【現状と課題】

- ・特定事業場への立入検査を計画的に行い、排水基準が適用される事業場については採水検査を実施している。管内のほとんどの事業場は排水基準に適合しているが、維持管理等の不備から排水基準を超過する事例が時折見受けられるため、引き続き水質汚濁防止

のために監視を行う必要がある。

- 平成 24 年 6 月の水質汚濁防止法改正により、有害物質使用特定施設を設置する事業場については構造基準の遵守が義務付けられている。既設分も平成 27 年 6 月から構造基準が適用されている。

【計画】

- 排水基準が適用される特定事業場への採水検査（年 1 回以上）
- 有害物質使用特定施設の設置者に対する構造基準の周知徹底
- 特定事業場への立入検査・指導の実施

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

【事業目的】

事業場から公共用海域や大気に排出されるダイオキシンを規制することによって、人の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。

【現状と課題】

特定施設への立入検査を適宜行っている。近年、排出ガス中のダイオキシン類が排出基準を超過したため、施設の改善が完了するまで、施設を停止した事例がある。引き続き人の健康の保護及び生活環境を保全するために、監視を行う必要がある。

【計画】

- 特定施設への立入検査・自主測定結果の報告に関する指導の実施
- 地域環境課と合同での立入検査（煙道排出ガス測定を含む）の実施

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】

- 環境教育・学習や地域コミュニティを通じ、県民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくりを行う。
- 環境に関する民間活動を育成・支援し、地球環境問題等への取組みを広報・啓発する。

【現状と課題】

県民意識の高揚に向けた環境教育、普及啓発の推進が重要である。

【計画】

地域の施設、学校、関係機関や団体等に対する環境教育のための研修

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】

典型 7 公害（大気汚染・水質汚濁・土壤汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）やこれら以外の公害の苦情に基づいて、原因の特定を行い、人の健康の保護と生活環境を保全、もしくは不安の払拭を図る。

【現状と課題】

苦情受付時には主に五島市生活環境課と連携し原因特定を行っている。原因が不明、原因が違法行為ではない、という場合もあり、このような場合でも苦情申立者の不安を払拭しなくてはならない。

【計画】

関係機関との連携体制を保ち、様々な苦情に迅速的確に対応可能な体制を作る。

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】

- ・地球温暖化防止活動の普及のため地球温暖化に関する情報提供及び啓発、各取組みに関する支援を行う。

【現状と課題】

- ・地球温暖化に関する問題が顕在化している。

【計画】

- ・県民への地球温暖化防止のため省エネルギー、省資源活動への取組等の周知、情報の提供
- ・地球温暖化防止対策等の指導・啓発

4.4.8 大気汚染情報（注意報等）の発信

【事業目的】

大気の汚染の状況を常時監視し、人の健康を保護するために必要な措置をとる。

【現状と課題】

- ・一般環境大気測定局を設置して大気汚染状況の常時監視を実施している。
- ・平成19年より光化学オキシダントの測定を開始しているが、例年環境基準を達成できていない。大気汚染防止法に基づく光化学オキシダントの注意報については、平成19年度に発令を実施したのみで、五島市においてはその後の発令はない。
- ・平成25年3月より微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始しているが、五島地区においては平成27年3月に初めて注意喚起を実施した。

【計画】

- ・各関係機関への注意報発令、注意喚起の連絡体制の構築
- ・注意報発令、注意喚起の周知

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

【事業目的】

文化遺産の存する地域等未来環境条例で指定された地区の環境美化に努める。

【現状と課題】

指定地区でのごみの投げ捨て防止及び喫煙禁止区域における違反行為がみられるため、継続した巡回指導及び制度に関する周知が必要である。

【計画】

未来環境条例における指定地区の巡回及び指導

4.4.1〇 環境放射線監視

【事業目的】

放射性物質等による環境への影響を把握することを目的に、環境省が全国 10 カ所の測定局で実施している環境放射線等モニタリング調査（環境省委託業務）へ協力し、測定局の鍵の管理・受渡しを行う。

【現状と課題】

- ・落雷、停電等により機器が停止した際は測定局に出向き、復旧対応等を実施する。

【計画】

- ・測定局の鍵の管理を行い、点検や測定を行う業者のスケジュール管理・鍵の受渡しを行う。

4. 5 動物愛護対策

【事業目的】

「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適切な飼育方法等を普及啓発する。

【現状と課題】

①犬猫の引き取り

- ・犬及び猫の総引き取り頭数は平成29年度と比べ減少している。引き続き飼い主に対し、動物愛護精神の普及啓発を行う。
- ・野良猫に対する無責任な餌やりに対する苦情が増加傾向にある。

②犬猫の譲渡促進

- ・犬猫の譲渡を積極的に支援することで、犬猫の生存の機会を増やす。

③動物取扱業者の監視指導

- ・H25.9 の法改正を踏まえ、動物取扱業者への監視指導を実施する。

【計画】

- ・飼い主への終生飼養、繁殖制限等の普及啓発を行うことにより、引き取り頭数の減少を図る。
- ・野良猫に餌やりをする人に対する指導を実施するとともに、市と協力して地域猫活動の推進に努める。
- ・里親登録制度や動物愛護ネットワーク等を周知させることで、犬猫の譲渡を促進する。

- ・動物取扱業者への監視指導を行い、動物取扱責任者講習会を実施する。

4. 6 狂犬病予防対策

【事業目的】

飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の推進、違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生を予防し、発生のない状態を維持していく。

【現状と課題】

①違反犬の抑留

- ・狂犬病予防法による違反犬の捕獲及び抑留により H26 年度から違反犬捕獲頭数は年度あたり 10 頭前後の減少で推移している。

②犬の登録及び予防注射

- ・H30 年度の総登録頭数、狂犬病予防注射率ともに H29 年度（総登録数 1,849 頭、狂犬病予防注射率 67.8%）と比較して大きな増減はない。

③咬傷事故

- ・年に数件の咬傷事故の発生があり、それを理由に引取りを求めてくる飼養者がいる。

【計画】

- ・狂犬病予防法に基づく違反犬の捕獲、抑留の実施を行う。
- ・犬の飼養者に対して、狂犬病予防注射の実施の指導及び普及啓発の実施を行う。
- ・咬傷事故発生時において、加害犬の確実な検診を行うとともに、飼養者等に対して適正飼育の指導を徹底し、再発防止に努める。

4. 7 乳肉衛生対策

4.7.1 食鳥処理場の衛生確保

【事業目的】

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の規定に基づき、食鳥処理の事業について監視指導を行い、食鳥肉等に起因する衛生上の危害発生の未然防止を図る。

【現状と課題】

管内施設内で食鳥処理を行う際の衛生的取扱い及び従事者の衛生基準遵守について確認、指導の実施

【計画】

食鳥処理場の監視指導

4.7.2 化製場等の衛生確保

【事業目的】

獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料等の製造における衛生管理の監視指導を行う。

【現状と課題】

管内施設内外の衛生管理及び汚物の適正処理、害獣・害虫の発生の防止及び駆除の徹底、臭気対策等の衛生基準の遵守状況の確認、指導の実施。

【計画】

化製場等の監視指導

4.7.3 と畜検査・と畜場の衛生指導

【事業目的】

食用に供される獣畜の適正な処理を図り、食肉の安全を確保する。

【現状と課題】

H26 年度五島管内に新と畜場が完成した。それに伴いと畜場の衛生確保を目的に新たな標準作業手順の設置をし、施設管理者・従事者への衛生指導を行っている。と畜場 HACCP については H29 年度に導入した。今後は併設する食肉処理施設への HACCP 導入の必要がある。

【計画】

- ・と畜検査の実施及びその結果に基づく措置
- ・と畜場への立入り及び従事者講習会を通しての衛生指導
- ・食肉・食鳥肉 HACCP 導入推進事業（と畜場における HACCP による衛生管理の定着を推進、と畜検査結果のデータ還元事業、残留有害物質検査等）
- ・併設する食肉処理施設における HACCP 導入の前段階として、一般衛生管理プログラムの整備に関しての助言、協力を実施する。

5 医事及び薬事に関する事項

5. 1 適正医療確保

5.1.1 医療機関立ち入り検査

【事業目的】

医療法第25条第1項の規定に基づき、管内病院及び診療所（歯科を含む）が医療法等関係法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているかについて検査及び指導することにより、医療施設における医療の安全を確保する。

【現状と課題】

- ・病院4施設、一般診療所42施設（有床8施設、無床34施設）、歯科診療所15施設（H31.4.1 現在）
- ・病院については、県が定める重点項目及び前年度検査時の指摘事項を中心に検査を実施する。
- ・診療所については、「診療所医療調査実施要領」に基づき、1施設あたり3年から5年ごとに検査を実施する。
- ・医療機関立入検査等は、各保健所において実施しているが、県下での検査の均一化や遵守率の向上を図ることが求められている。

【計画】

- ・病院4施設の立入検査及び指導を行う。
- ・一般診療所11施設、歯科診療所7施設の立入検査及び指導を行う。
- ・医療政策課及び医師会等と連携した各種講習会の開催
- ・医療機関の医療機能に関する状況把握及び医療政策課との情報共有
- ・立入調査等において判明した問題点について、医療機関に対し適切な助言・指導を行う。

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

医療施設等に係る開設、変更等の申請審査・受理及び法に基づく指導を行う。

【現状と課題】

- ・隨時、医療機関の開設及び構造設備等に係る許認可、届出等の受付を行っている。
- ・施術所・歯科技工所については、定期的な立入調査や照会の対象となっていないことから、平成31年度は実態を把握するために電話や文書での連絡、現地調査等を実施する。

【計画】

- ・医療機関の開設及び構造設備等に係る許認可、届出等の受付
- ・施術所・歯科技工所の活動実態把握及び台帳整理

5.1.3 指定医療機関指定申請事務

【事業目的】

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく結核指定医療機関の指定、変更等の申請審査・受理
- ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく被爆者一般疾病医療機関の指定、変更等の申請審査・受理

【現状と課題】

隨時、申請審査・受理及び進達、指定書の交付事務を行っている。

【計画】

申請審査・受理及び進達、指定書の交付を行う。

5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

【事業目的】

医療従事者、看護職員および栄養・調理従事者の免許登録、籍訂正等の手続きを円滑に行う。

【現状と課題】

ホームページに保健所で受付を行っている免許の種類等を掲載し、申請に必要な情報が得られるよう関連先へリンクしている。また、隨時、窓口対応及び申請事務を行っている。

【計画】

隨時、各種免許登録、籍訂正等の申請受理及び進達、免許証の交付を行う。

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

医療に関する患者・家族等の苦情や相談に対応することにより、医療の安全と信頼を高め医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進し、医療の安全と向上を図る。

【現状と課題】

患者及びその家族の意識が高まっており相談内容も多岐に渡る場合も多く、基本は患者家族に寄り添いながらも中立的な立場としての助言を行うことが必要となる。

【計画】

地元関係機関との連携により、患者と医療機関とのより良い関係構築を図る。

年1回、医師、歯科医師、住民代表を委員とする連絡調整会議を開催し、事業への意見や助言をいただくことにより、事業の改善を図る。

5. 2 医薬品等安全対策

5.2.1 医薬品医療機器等法に基づく監視指導

【事業目的】

医薬品等について、製造から販売、使用に至るまで、その品質や安全性、有効性を確保するために、関係者に対し監視・指導・取締を行う。

【現状と課題】

- 管内の薬局・医薬品販売業許可施設数は、薬局 20 件、卸売業者 7 件、店舗販売業者 7 件、特例販売業者 2 件、配置販売業者 6 件、高度管理医療機器販売業者 27 件の計 69 件である。医薬品等の品質、有効性、安全性を確保し、その適正使用を推進するため、管内の医薬品販売業者に対して隨時立入検査を実施し、医薬品等の適正管理について監視指導を行っている。

【計画】

- 薬事に係る各許可業者・取扱施設に対し、効率的、効果的に監視指導を実施する。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】

毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、販売業者等の指導・取締を行う。

【現状と課題】

- 管内の毒物劇物販売業登録施設数は、一般販売業者 21 件、農業用品目販売業者 12 件の計 33 件である。毒物及び劇物取締法に基づき、毒物、劇物に起因する事故の発生防止のため、毒物劇物販売業の監視指導を行っている。

【計画】

農薬等に関する事故を未然に防止するため、毒物劇物取扱事業所に対し、計画的な立入調査を実施し、監視指導を行うと共に、毒物劇物の適正使用について指導・啓発を行う。

5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導（不正大麻を含む）

【事業目的】

麻薬・向精神薬及び覚せい剤等(以下、麻薬等)の乱用による保健衛生上の危害を防止するため、麻薬等の取扱者に対し指導・取締を行う。

【現状と課題】

- 管内の麻薬取扱施設は、病院診療施設 16 件、麻薬小売業者 18 件、麻薬卸売業者数 3 件の計 37 件である。当業者に対し、医療用麻薬・向精神薬の適正使用と管理について監視指導を行っている。

【計画】

- 麻薬に係る各取扱施設に対し、効率的、効果的に監視指導を実施する。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり（けしの撲滅を含む）

【事業目的】

麻薬・覚醒剤等薬物乱用による保健衛生上の危害防止について意識の高揚を図り、薬物

乱用を許さない社会環境づくりを目指す。

【現状と課題】

- ・覚せい剤、シンナー、大麻、麻薬、向精神薬、危険ドラッグ等薬物の乱用は、全国的に蔓延し、乱用者による凶悪な犯罪が発生するなど薬物の乱用は深刻な社会問題となっている。このような状況に対処するため、広報・啓発活動を主として実施している。
- ・不正大麻・けし撲滅運動にて、五島市及び警察署等関係機関と連携し不正大麻・けしを発見・抜去している。

【計画】

- ・薬物乱用防止指導員協議会及び指導員研修会の開催
- ・薬物乱用防止に関するキャンペーン等の実施・啓発
- ・薬物乱用防止教室の支援や地域住民からの薬物に関する相談対応
- ・自生している不正けしを計画的に抜去する。また新たに発見した不正大麻・けしについては速やかに対応するとともに、土地管理者等に対する啓発指導を行う。

5.2.5 献血推進

【事業目的】

医療用血液等を適正に確保するため、健康な人々に善意の献血を依頼し、あわせて献血思想の普及と献血組織の育成・充実を図る。

【現状と課題】

- ・治療に必要な輸血用血液製剤を確保し、血液の安定供給を図るため献血の必要性について市民の理解を求め、献血推進運動を展開している。

【計画】

- ・献血日程の周知及び協力の依頼並びに五島保健所地区献血担当者会議の開催
- ・五島市、長崎県赤十字血液センター等関係団体との連携強化

6 保健師に関する事項

【事業目的】

予防の視点を持ち、地域生活に軸足を置いた保健活動が実践できる保健師の計画的な人材育成を行う。

【現状と課題】

- ・保健事業の分業化・細分化、業務分担や分散配置の進行に伴い、地域を俯瞰する力の脆弱化や分散配置された保健師に同職種によるOJTができないなどの問題がある。
- ・個人に対する直接サービスの増大から、ソーシャルキャピタル（地区組織活動）と協働した地域づくりを推進する機能の脆弱化がある。
- ・平成26年3月に『長崎県新任保健師現任教育ガイドライン』を、また、平成28年3月に『長崎県保健師人材育成ガイドライン』を作成しており、これらを活用した保健師の現任教育や人材育成の推進を図っていく必要がある。
- ・平成31年度に『長崎県保健師活動指針』が策定される。この活動指針を管内に周知定着させ、管内の保健師の保健活動の充実強化が必要である。

【計画】

- ・五島市における保健師の人材育成に関するニーズの把握
- ・五島市保健師の人材育成・現任教育推進のための支援
- ・五島保健所管内保健師活動検討会を開催（年4回）

7 公共医療事業の向上及び増進に関する事項

7. 1 地域医療関係

7.1.1 救急医療対策事業

【事業目的】

休日、夜間帯での救急患者に対応するため、初期・2次救急医療体制の整備を推進する。

【現状と課題】

- ・一次（初期）救急医療：医師会による在宅当番医制
- ・二次救急医療：救急告示医療機関（2病院、1診療所）による対応
- ・救急告示医療機関等では限られた医師や看護師等で対応しているため、地域住民に対して救急医療の適正な受診についての啓発が必要である。

【計画】

- ・休日在宅当番医の情報提供
- ・「救急の日」及び「救急医療週間」における啓発活動

8 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項

8. 1 母子保健福祉対策

8.1.1 健やか親子 21 推進事業

【事業目的】

心身に障害を持つ児童や長期療養の必要な児童及び保護者に対し、療養環境の整備と療育相談支援体制の確立を図る。また、発達障害により特別な支援を要する児童と保護者に対し、適切な相談支援を実施し早期療育につなげるとともに、関係職員の資質向上と支援体制強化を行う。さらに、有効かつ的確な母子保健医療対策を推進することを目的とする。

【現状と課題】

- ・子育て世代包括支援センター設置へ向けて五島市との連携を強化していく必要がある。
- ・ティーチャートレーニング・インストラクター養成講座の修了者が、自身の所属園をはじめとする地域において、発達障害児支援に関する知識や技法を広めていくことができる体制づくりを推進する必要がある。
- ・巡回療育相談は、関係機関との連携により実施することで、地域における総合的な相談の機会となっており、カンファレンスでは、個別の事例に関することに加え、地域の課題に関する共有・検討を行っている。

【計画】

- ・五島市との業務連絡会を年1回行う。
- ・ティーチャートレーニング・インストラクターの地域における活用について、五島市保育会や主任保育士会役員と協議を年1回行う。
- ・ティーチャートレーニング・インストラクターによるティーチャートレーニング教室開催の支援（相談時対応）を行う。
- ・巡回療育相談を年4回実施

8.1.2 健やか親子サポート事業

【事業目的】

思春期の健全な母性父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等のライフステージに応じて、適切な自己管理ができるよう健康教育を実施する。また、身近な保健所において気軽に相談できる体制を確立すると共に、近年増加している不妊の課題にも対応するための体制をつくることにより「健やか親子 21」の推進を図る。

【現状と課題】

- ・健やか親子相談内容から得られた住民や支援者のニーズをもとに、支援者のスキルアップに取り組む必要がある。
- ・不妊治療に関する情報提供を行う必要があるため、住民や関係機関に対して不妊サポートセンター事業の相談窓口と情報提供を行う。

【計画】

- ・健やか親子相談（臨床心理士対応、年10回）実施。個別相談への対応や、関係者とケース対応の検討を行う。
- ・不妊サポートセンター事業として、保健所HP、市広報誌等による相談窓口周知。

8.1.3 特定不妊治療費助成事業

【事業目的】

高額な治療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成する。

【現状と課題】

- ・助成制度変更に合わせ、住民へ周知していく必要がある。五島市特定不妊治療助成事業についても併せて周知を行う必要がある。

【計画】

申請窓口での情報提供や、保健所HP・広報誌などを活用し、住民へ周知する。

8.1.4 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【事業目的】

児童福祉法に基づき、特定の慢性疾患にかかり、長期にわたる療養を必要とする子の健全な育成を図るため、その治療の確立と普及を促進し、家庭の経済的な負担を軽減する。

【現状と課題】

- ・平成30年4月から2つの疾患群と35疾患が対象として加わり、16疾患群756告示疾患が対象となっている。
- ・特定医療費（指定難病）制度へ移行できる対象者については、20歳到達前に周知を行う必要がある。

【計画】

申請窓口での情報提供や、保健所HP・広報誌などを活用し、住民へ周知する。

8.2 医療的ケア児支援

【事業目的】

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むため医療的ケアを必要とする児（以下、「医療的ケア児」という。）が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・医療的ケア児及び、その家族が地域で安心して生活できるよう、関係者間の連携強化を図る必要がある。
- ・H30年度五島市自立支援協議会こども部会設置。関係機関の連携強化や地域の課題、

障害児、及び保護者の支援等について協議していく必要がある。

【計画】

- ・医療的ケア児に対しての支援として、巡回療育相談等でカンファレンスを実施し関係者間での情報共有を行う。
- ・五島市自立支援協議会こども部会への参加。

8. 3高齢者保健対策

8.3.1 介護予防・重度化防止推進事業

【事業目的】

五島市が効果的・効率的に介護予防の取組を展開するとともに、高齢者自身が地域において介護予防に主体的に取り組むことにより、高齢者が在宅で安心して自分らしく、生きがいを持って生活できる地域社会を目指す。

【現状と課題】

- ・五島市は介護予防事業を先駆的に取り組んでおり、五島地域リハビリテーション広域支援センターが支援している。

【計画】

- ・五島地域リハビリテーション広域支援センターが行っている五島市介護予防事業を支援する。

9 歯科保健に関する事項

9. 1 歯科保健対策

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】

歯なまるスマイルプランⅡ（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）の実現を目指して、歯科保健の実態を把握し、各種の具体的な歯科保健対策を展開する。

【現状と課題】

五島市の3歳児における1人あたり平均う歯数及びう蝕有病率は改善しているものの、他地域と比べ悪い状況であり、関係機関と協力して改善を目指していく必要がある。また、成人期の歯科保健対策の取組みが十分でないため、五島市および福江南松歯科医師会と連携し、歯科健診の実施等の対策について協議していく必要がある。

【計画】

- ・五島保健所歯科保健推進協議会（1回／年）
- ・歯科保健担当者連絡会（1回／年）

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】

障害児（者）の歯科医療体制の確保及び地域歯科医療での高次機能の補完を図る。

【現状と課題】

28年度の巡回歯科診療受診者の意見、市の情報等から、巡回歯科診療のニーズは高いと思われる。市及び関係機関と連携し周知及び対象者把握に努め、充実した活用に繋げておく必要がある。

【計画】

障害者巡回歯科診療が円滑に実施できるよう、歯科保健協議会での協議や関係者意見交換会を実施する。

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

【事業目的】

長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例第11条に基づき、効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等で掲げられたフッ化物洗口の実施について、県関係課並びに五島市、県歯科医師会等が連携して、保育所・幼稚園・小学校におけるフッ化物洗口の実施・定着を図る。

【現状と課題】

- ・保育所（園）、幼稚園、小学校でのフッ化物洗口実施率は100%だが、平成31年度からは県の補助金制度が終了するため、継続実施に向けた支援を行っていく必要がある。

- ・中学校での導入に当たっては、教育委員会が各学校との調整を行い、H32年度までに実施できるよう調整を行っている。
- ・五島市フッ化物推進協議会の設置は無いが、円滑な事業実施のため、関係者間の情報共有及び進捗状況ができる体制が必要である。

【計画】

五島市におけるフッ化物洗口推進のための関係機関・関係部局との協議の場への参画（随時）

10 精神保健に関する事項

10.1 精神保健福祉対策

10.1.1 適正な精神医療の確保

【事業目的】

- ・精神障害者的人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。
- ・関係機関との連携による治療中断・未治療者等に対する危機介入や支援を行う。

【現状と課題】

- ・管内の精神科病院は1カ所である。改正精神保健福祉法の遵守や新たな1年以上の長期入院患者がでないように精神科病院への指導が必要である。
- ・通報に迅速に対応できるよう、日頃から所内や振興局内体制と管内精神科医療機関や精神保健指定医との連絡調整等の体制整備が必要である。また、被通報者が高齢者で身体管理の必要性や保護者がいないなどの状況があり、五島市との緊急連絡体制の整備が必要である。
- ・精神科医療機関に入院している緊急対応事例の退院前処遇検討を行い、安定した地域生活が送れるように関係機関と連携して支援することが重要である。医療機関に対して、入院時に退院前カンファレンス開催を依頼することが必要である。

【計画】

- ・精神科病院の実地指導（年1回）及び必要に応じた実地審査を行う。
- ・精神科救急医療に関して精神保健医療福祉協議会で情報交換する。
- ・管内・管外の精神科医療機関に入院している緊急対応事例処遇検討会を行い、地域生活支援を行う。

10.1.2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】

一般住民からの保健や医療についての専門相談、関係機関からの対応方法等の相談を受け、適切な対応及び支援を行い、精神疾患の早期発見及び適正医療の推進を図る。

【現状と課題】

- ・一般住民からの嘱託医への相談件数は減少傾向にあるが、保健所職員が受ける相談件数は横ばいである。一方、関係者からの相談件数は増加しており、ケース検討等を行い地域関係者のスキルアップを図っていく必要がある。
- ・各々で個別支援会議等を実施できている。今後も役割分担できる部分は行いながら相談支援体制の整備や強化に向け支援していく必要がある。
- ・関係機関との同伴訪問は増加しており、各種機関と支援方針について共有を図った上で、訪問を実施していくことが必要である。

【計画】

- ・精神科嘱託医による相談事業の周知と活用（毎月第2水曜日）

- ・保健所職員相談（隨時）
- ・処遇検討会の実施
- ・家庭訪問の実施

10.1.3 精神障害者社会参加促進事業

【事業目的】

障害福祉計画に基づいた、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の減少及び目標値の確実な達成を目指し、病院・施設等と連携して、精神障害者の地域生活への移行・定着に向けた支援を推進し、地域体制整備を図る。

【現状と課題】

- ・平成27～28年度、長崎こども・女性・障害者支援センター主催の社会参加促進事業における官民協働の人材育成研修に五島保健所管内から保健所、五島中央病院、相談支援事業所 ゆうなぎ と参加し、管内における課題や今後の方針について検討を行った。今後も医療・保健・福祉・介護が繋がり、精神障害者が地域で生活していくための環境づくりを推進していくことが必要である。
- ・地域住民や関係者の精神障害に対する偏見があり、偏見を失くすための継続した普及啓発は必要である。
- ・地域の精神保健関係者は、精神障害の対応に苦慮したり不安を抱いたりする状況がある。地域全体の支援の質の向上を目指し、今後も正しい理解と対応について考える機会を設定することが必要である。
- ・五島出身入院患者の約7割が島外医療機関へ入院している。島外医療機関との連携システムの構築も図る必要がある。
- ・「笑って交流『障がい者和い輪い』まつり」を実行委員会（17団体）主催で開催。障害当事者及び支援者が一つにまとまった取り組みを行い、まつりを通して住民と障害者の交流が図られることで、障害者理解の促進に寄与している。今後は地域住民のボランティア等の参加を促し、更なる交流促進を目指すことが望まれる。
- ・家族会、当事者会では会員の減少等により、自主的活動が困難となっている会がある。家族会や当事者会の相談に応じた活動支援、ピアソーター等の人材育成が必要である。

【計画】

- ・五島保健所地域精神保健医療福祉協議会の開催（1回）
- ・精神保健福祉関係者研修会の実施（1回）
- ・五島市自立支援協議会への参加
五島市自立支援協議会専門部会への参加（必要時）
- ・保健所実施の事業や住民が集う場等の機会を活用した、啓発活動の実施。「笑って『交流障がい者和い輪い』まつり」への協力。
- ・家族会や当事者会の相談に応じて、活動内容や啓発方法について検討する。また、必要に応じて、当事者や家族、関係機関に地域資源として周知する。
- ・相談支援事業所等で行われている当事者活動への参画
- ・地域活動支援センターへの訪問（月1回）

10.1.4 高次脳機能障害支援普及事業

【事業目的】

高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図る。

【現状と課題】

- ・支援が必要な事例については、医療機関より情報提供が行われ、退院前から支援を開始し、顔の見える連携は図られてきた。しかし、住民からの相談はまだまだ少なく、潜在化している事例の掘り起しが必要となっている。
- ・障がい福祉サービス事業者が高次脳機能障害への支援経験が少ないために、適切な障がい福祉サービス事業の選択が困難である。平成30年度は五島地域リハビリテーション広域支援センターとの共催により研修会を開催し、医療・介護・福祉関係者からの参加があった。地域での支援ネットワーク構築の足がかりとなった。今後も研修会の開催等により、地域での支援ネットワークと就労支援の推進が必要である。
- ・島内には当事者・家族のピアサポートの場が無く、色々な思いを共有・共感する場が必要である。一方で、平成30年度に高次脳機能障害当事者・家族の集いを開催したが、当事者・家族の参加がなかった。今後は再度高次脳機能障害についての周知を実施し、当事者・家族のニーズにあった開催方法についての検討が必要である。
- ・平成30年度に県高次脳機能障害者支援センターと管内3病院へ高次脳機能障害に係る病院調査を行った。地域資源に関する情報を把握することができたため、今後は集約することが課題である。

【計画】

- ・相談支援（精神保健福祉相談、家庭訪問）の実施
- ・普及啓発（相談窓口の周知）
- ・高次脳機能障害講演会と当事者・家族の集いの開催（検討）
- ・高次脳機能障害者の研修会・症例検討（年1回以上）

10.1.5 自殺対策推進事業

【事業目的】

さまざまな分野の機関や団体がそれぞれの役割を担い、連携・協働して自殺対策に取り組むことにより、管内自殺者数の減少を目指す。

【現状と課題】

- ・五島地域では40～50代中高年男性の自殺者が多い。また、高齢者の自殺者も増加傾向にある。その他、五島では高校卒業後に島外転出する者も多く、全国的にも20～30代の若者の自殺が増えてきている現状があることから10代への啓発方法について検討が必要である。これまでの連絡会においてそれぞれの機関で受けた相談について適切な機関へ繋ぐ意識は根付き、ネットワークができた。今後もそれぞれの機関でできる支援を継続していく、必要時には連携しながら取り組んでいくことが必要である。また、五島市において自殺対策行動計画を策定するよう定められ、それに沿って具体的な対策

を講じていくので、今後は五島市の自殺対策行動計画策定の支援をしていく必要がある。

- ・平成20年度から自死遺族分かち合いの会を開催。平成24年度から保健所主催1回、五島市主催1回の年間計2回実施。遺族が安心・安全で参加しやすい環境づくりを行っていくとともに、自死遺族分かち合いの会を継続していく必要がある。

【計画】

- ・普及啓発：事業所への講習会（依頼時）、市広報誌や保健所主催事業時に周知
- ・自死遺族分かち合いの会（年2回）
- ・五島市自殺対策計画策定支援

10.1.6 ひきこもり対策推進事業

【事業目的】

ひきこもり本人及びその家族等を対象に、相談・支援体制を整備することにより、家族の心の安定と本人の自立を推進する。

【現状と課題】

- ・ホームページや市広報誌等により相談窓口の周知を行っているが、相談数は少なく、地域に潜在しているひきこもりケースの存在が予想される。相談窓口を広く周知すると共に、関係機関との協議やケース支援を通した連携により、当事者や家族が相談に繋がりやすい体制を整備することが必要である。
- ・管内のひきこもり・不登校支援における地域の課題や今後の取組み、支援の方策について協議する場の継続が必要である。

【計画】

- ・市広報誌、インターネットなど複数媒体を用いた相談窓口の周知
- ・管内ひきこもり・不登校支援関係者連絡会の開催（年1回）
- ・関係者連絡会への参画機関を対象とした事例検討会の開催（年2回）

10.1.7 精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

精神科救急患者や身体合併を有する患者への適切な医療の提供を図るために体制を確保する。

【現状と課題】

- ・救急要請について、家族や警察、病院と相談しながら対応することが出来ている。
- ・救急対応は今後も重要になってくる。対応困難ケースについても各機関と協議しながら支援をしていく必要がある。

【計画】

- ・精神科救急医療に関して精神科救急医療連携関係者会議（精神保健医療福祉協議会）で情報交換する（年1回）。

11 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保護に関する事項

11.1 難病対策

11.1.1 難病患者地域支援対策推進事業

【事業目的】

保健所を中心として、地域の医療機関、五島市の福祉部門等との連携のもと、在宅の難病患者への療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者等の生活の質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・特定医療費（指定難病）受給者は、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスの疾患が多い。
- ・主な神経難病（脊髄小脳変性症、パーキンソン病）の患者は、高齢者が多い。在宅療養中の患者については、多くが介護保険を利用してあり、療養支援の中心はケアマネージャーが担っていることが多い。
- ・管内において患者同士、家族同士が情報交換できる場のニーズは高い。今後も医療相談会等で座談会を行っていく必要がある。
- ・災害対策に関して、意識が薄く、個人の取り組みをしている方が少ない。五島市や関係機関と連携し、難病患者の災害時支援については検討を進めているところであり、地域全体として支援体制を整えていく必要がある。

【計画】

- ・在宅療養支援計画策定・評価事業（対象：在宅で生活している神経筋疾患患者等）：定期的な所内の検討会の開催（年4回）。困難ケースは、必要時ケース検討会の開催・参加
- ・訪問相談事業（対象：在宅で生活している神経筋疾患患者等）：状況確認を目的とした、神経筋系疾患の新規患者の訪問及び、新規・更新申請時の面接の実施、支援区分に沿った個別支援の実施
- ・訪問相談員育成事業：難病従事者研修会の開催
- ・医療相談事業：医療相談会の開催
- ・アンケートを実施し、災害対策や五島市避難行動要支援者名簿の登録状況等について確認。
- ・五島市や関係機関と連携し、災害時個別支援計画の作成を進める。
- ・難病患者の支援を行っている関係機関と「災害時対応ハンドブック」作成にかかるワーキングの開催。

11.1.2 特定医療費（指定難病）支給認定制度

【事業目的】

特定医療費（指定難病）を公費負担することにより原因の究明、治療方法の確立、普及を図るとともに患者負担の軽減を図る。

【現状と課題】

- ・管内の特定医療費（指定難病）受給者数365名（平成31年3月31日現在）
- ・平成27年1月に制度改正がされ、対象疾患が306疾患になり、平成30年度以降は331疾患となっている。

【計画】

- ・申請受付や相談への適切かつ迅速な対応の実施

11.2 骨髓バンク・臓器移植推進対策

【事業目的】

骨髓バンク事業の充実を図るため、骨髓提供希望者の登録を推進し、併せて住民への普及啓発を図る。

臓器移植に関して住民に対し正しい知識や必要性の理解を深め、提供の意思表示を広く呼びかける。

【現状と課題】

- ・保健所でのドナー登録件数は年5件以下で推移しており、保健所でドナー登録ができることについて一般住民への普及が十分にできていない。
- ・骨髓バンク、臓器移植ともに推進月間等を利用し一般住民への普及啓発を図っている。

【計画】

- ・骨髓バンク登録受付（月曜～木曜）
- ・骨髓バンク、臓器移植に関する普及啓発の実施

12 エイズ、結核、性感染症、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

12.1 感染症対策

12.1.1 感染症予防事業

【事業目的】

- ・感染症の発生の予防及びまん延防止のため、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、迅速かつ正確な検査体制の整備に努める。
- ・感染症の患者に対する適切な医療を提供するために感染症指定医療機関など医療体制を構築し、感染症対策に必要な基盤を整備する。

【現状と課題】

- ・各種啓発週間、研修会開催時、届出感染症発生時に、市町、関係団体、地域職域連携推進協議会等と連携し啓発活動を実施している。引き続き、感染症の発生動向や正しい知識、感染対策について、周知・啓発が必要。
- ・平成30年度に五島市保育会と連携し「保育所等感染症マニュアル」を改訂。
- ・医療提供施設等の従事者を対象とした研修会を例年開催している。
- ・感染症指定医療機関や消防機関実務者と連携し、訓練等を開催している。

【計画】

- ・感染症発生時対応（法令に基づく疫学調査や各種マニュアル等に基づく指導）。
- ・五島保健所地域感染症等対策協議会の開催（年1回）。
- ・感染症対策研修会（出前講座を含む）の開催（年2回以上）。
- ・感染症指定医療機関や消防機関との担当者会議・訓練等の開催（年1回）。
- ・感染症の発生予防及びまん延防止のための啓発。

12.1.2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

1類感染症から5類感染症（全数及び定点）について、全国同一の発生動向調査を行い、正確な情報把握・分析と情報発信により、感染症の拡大を防止する。

【現状と課題】

- ・昭和57年度から「結核・感染症サーベランス事業」（現：NESIDの結核・全数）が開始され、特定届出感染症の発生動向を各保健所で把握し、県を通じ国に報告している。
- ・平成11年度から感染症発生動向調査事業（現：NESIDの週報・月報）を開始。現在は県が県医師会に委託し、県医師会から指定された定点医療機関を通じて、週・月単位で感染症の発生動向を把握している。情報は保健所から県、県から国へ報告され、国が県、県が保健所、保健所が関係機関に還元している。

【計画】

定点医療機関等から得られた感染症発生情報の迅速かつ正確な収集・報告・還元。

12.1.3 予防接種事業

【事業目的】

市民からの相談対応と、関係機関に対する指導を行うことで、安全かつ円滑な予防接種行政の推進を図る。

【現状と課題】

- ・予防接種法第5条第1項に基づく、定期予防接種の指示。
- ・住民に対する情報提供と相談対応。
- ・予防接種事故、副反応報告発生時の対応。

【計画】

- ・予防接種法第5条第1項に基づく定期予防接種の指示。
- ・予防接種に関する相談対応。
- ・予防接種事故発生時には医事担当者と連携した医療機関指導（調査・再発防止策）。

12.1.4 肝炎対策事業

【事業目的】

肝炎ウイルスに感染すると、肝炎から肝硬変、肝がんに移行することから、普及啓発、検査・診療体制の確保により、感染拡大の防止と感染者の重症化予防を図る

【現状と課題】

- ・肝炎ウイルス検査体制として、①県・保健所による「特定感染症等相談・検査事業」、②県医師会による「長崎県肝炎ウイルス検査医療機関委託事業」、③五島市による「健康増進事業肝炎ウイルス検査」を実施。
- ・肝炎ウイルス検査陽性者の管理・重症化予防として、①五島市による「五島市肝炎対策登録管理事業」、②県・保健所による「肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業（予定）」、③県・保健所による「長崎県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業」を実施。
- ・五島保健所地域感染症対策協議会における肝炎対策事業の評価。
- ・肝炎ウイルス検査陽性者を漏れなく精密検査受診と定期通院・検査に繋げる。
- ・各種肝炎新規事業に係る関係機関との役割分担等連携体制の構築。
- ・住民に対する周知啓発

【計画】

- ・五島保健所地域感染症対策協議会における肝炎対策事業の評価（年1回）
- ・「肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業」施行に向けた五島市等関係機関との担当者会議の開催（年1回以上）
- ・肝炎ウイルス検査を含めた肝炎対策についての啓発（7月肝臓週間他）
- ・ウイルス性肝炎についての相談・検査の実施

12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】

性感染症予防、早期発見及び早期治療のため、正しい知識の普及、情報の収集及び分析を行う。

【現状と課題】

- ・県、保健所による「特定感染症等相談・検査事業」を実施。HTLV-1に関する相談検査の実績が少ない。
- ・各種啓発週間や研修会等を利用した性感染症予防及び相談・検査に係る周知・啓発。

【計画】

- ・各種啓発週間や成人式、研修会等を利用した啓発。
- ・保健所における性感染症相談・検査の実施、依頼時の性感染症講話対応
- ・HTLV-1相談、検査の充実

12.1.6 麻しん・風しん予防対策事業

【事業目的】

麻しん・風しん発生時の迅速な積極的疫学調査・周知啓発等、医療関係従事者や風しん抗体価が低い者への抗体価検査や予防接種機会の確保に努め、感染拡大延いては妊婦における先天性風しん症候群の発生防止を図る。

【現状と課題】

- ・近年では、平成23年頃に海外で感染して帰国後発症する輸入例が散見されていたが、平成25年に全国で約14,000人規模の流行が確認された。昨年の平成30年には関東地方を中心に流行が見られ（約2,900人）、現在、国が注意を呼びかけている。
- ・平成31年度から3年間、市町において「風しんの追加的対策」が実施され、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象とした風しん抗体検査と予防接種が開始される。
- ・県、保健所で「長崎県風しん抗体検査事業」を実施。
- ・抗体検査や予防接種について、適切な情報提供が必要。

【計画】

- ・麻しん・風しん発生時の迅速な積極的疫学調査・周知啓発等
- ・長崎県風しん抗体検査の実施
- ・市町での「風しんの追加的対策」に係る周知・啓発

12.1.7 検疫

【事業目的】

国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずる。

【現状と課題】

- ・平成29年度、平成30年度に関係機関と検疫対応についての協議を実施。
- ・平成29年度に保健所検疫マニュアルを作成、整備。
- ・平成30年度に国際チャーター便に伴う福江空港検疫を実施。
- ・海上保安庁からの検疫相談通報等が年に1～2件程度あり。

【計画】

- ・適切な検疫対応の実施（依頼時）。
- ・検疫体制の確保に向けた関係機関との協議等（必要時）

12.2 結核対策

12.2.1 結核予防対策推進事業

【事業目的】

- ・結核に関する正しい知識の普及を図る。
- ・適切な診断に基づく適正な医療を促進し、確実な治療完遂を図る。
- ・結核発生動向調査事業による結核患者の受療状況把握を行う。
- ・適切な健（検）診を実施し、結核のまん延を防止する。

【現状と課題】

- ・潜在性結核を除く新登録患者数は、平成26年11件、平成27年3件、平成28年6件、平成29年6件、平成30年4件（罹患率15程度）。
- ・結核診査専門部会の開催（概ね月1回）。
- ・結核接触者健診、管理検診の受診率は100%。
- ・平成32年度に罹患率の高いベトナム（罹患率133）からの留学生を対象とした日本語学校が開設される予定。

【計画】

- ・結核診査専門部会の開催（概ね月1回）。
- ・結核管理検診、接触者健診の100%実施。
- ・結核発生動向調査事業の実施。
- ・外国人結核患者発生時の対応と健康診断等予防施策に係る連携・指導。

12.2.2 結核対策特別推進事業

【事業目的】

- ・地域の事情に応じた結核予防のための体制整備や正しい知識の普及等を推進することにより、結核の発生の予防及びまん延の防止を図る。
- ・高齢者施設や医療機関、行政の地域連携体制を強化し、結核を早期に発見し迅速に対応することで感染拡大を防止する。

【現状と課題】

- ・地域で療養している全結核患者へのDOTS実施。

- ・五島保健所管内の結核患者は高齢者が多い（約7割が高齢者）。

【計画】

- ・全結核患者を対象にDOTSの実施。
- ・長崎県五島中央病院と連携した「五島地域DOTSマニュアル」の作成。
- ・地域の関係機関と連携した結核コホート検討会の開催（年1回）。
- ・高齢者の早期発見・早期受診に向けた「高齢者早期発見チェックリスト」の普及・指導。
- ・医療機関や施設を対象とした結核実務者研修会の実施。
- ・長崎県結核マニュアル改訂への協力

13 衛生上の試験及び検査に関する事項

【事業の目的】

関係法令に基づき各種検査を行い、感染症及び食中毒の発生予防、まん延の防止を図るとともに、正確かつ迅速に結果を提示することにより科学的根拠に基づく行政対応と住民に対する安全・安心が確保される。

【現状と課題】

- ・検査に対する質や精度、さらには迅速性が求められている。
- ・試験・検査業務は福祉保健分野、県民生活分野、環境分野があり、地域の特性や課題に応じた検査及び調査には分野を超えた調整等が必要である。

【計画】

- ・地域の特性に合わせた、各種計画や法に基づく検査・採水・検体送付等の実施
- ・食中毒（疑い含む）、苦情等に係る食品等の原因究明のため、迅速で適切な検査の実施
- ・感染症のまん延防止のため、迅速で適切な接触者等健康診断の実施
- ・検査機器等設備の適正な保守管理
- ・食品衛生検査施設業務管理基準（G L P）の遵守による検査精度向上と信頼性確保の取組み

14 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

14.1 健康危機管理機能強化

【事業目的】

地域における健康危機の未然防止に努め、大規模災害等を含む健康危機事案発生時に迅速かつ適切に対応するために、健康危機管理体制を強化する。（災害時健康危機管理・公衆衛生活動、新型インフルエンザ対策、鳥インフルエンザ対策、原子力防災訓練事業）

【現状と課題】

- ・個別マニュアルを整備し、体制整備を進めている。（新型インフルエンザ対策、鳥インフルエンザ対策）
- ・平成26年度「保健所における災害時健康危機管理・公衆衛生マニュアル」が改訂され、模擬訓練等を実施しその有効性を確認すると共に、管内情報の追加修正等、地域版マニュアルを整備していく必要がある。
- ・各種研修会を開催し、関係機関への啓発を進めている。（新型インフルエンザ対策、鳥インフルエンザ対策）
- ・各種訓練を実施し、関係機関との連携を深めている。（災害時公衆衛生活動訓練、新型インフルエンザ対策、鳥インフルエンザ対策）
- ・各種研修会及び訓練へ職員を派遣し、健康危機管理に対する職員の資質向上を図っている。（新型インフルエンザ対策、鳥インフルエンザ対策、原子力防災訓練事業）

【計画】

- ・体制の見直し等必要時の個別マニュアルの改訂。（災害時公衆衛生活動マニュアル、新型インフルエンザ対策、鳥インフルエンザ対策）
- ・各種研修会の開催。（新型インフルエンザ対策、鳥インフルエンザ対策）
- ・大規模災害等健康危機管理訓練及び研修を実施する。（災害時公衆衛生活動に関する合同机上訓練、広域災害医療情報システム（EMIS）入力・活用訓練）
- ・各種研修会及び訓練へ職員を派遣する。（災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）登録による研修・訓練、新型インフルエンザ対策、鳥インフルエンザ対策、原子力防災訓練事業、学校危機へのこころの緊急支援事業）
- ・長崎県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）への参加と登録を行う。

14.2 地域保健医療対策事業

14.2.1 圏域版 医療計画推進事業

【事業目的】

医療計画に基づいて、地域住民が良質かつ適切な医療を効率的かつ効果的に受けられる体制の確保を図る。

【現状と課題】

- ・医療計画に基づき、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神科）・5事業（離島・へき地医療、一般救急医療、小児救急医療、周産期医療、災害医療）及び在宅医療を中心に、関係者の意見を聞きながら、地域における医療提供体制の確保、充実を進めている。
- ・第7次医療計画（平成30年度～平成35年度）においては、地域医療構想の理念に沿って、病床機能の分化・連携や、退院後在家で安心して療養できるための環境（回復期病床の充実、在宅医療の体制整備）の整備を特に進める必要がある。五島地域においては、五島区域地域医療構想調整会議を設置し、上記の2つの課題について、それぞれの専門部会において、具体的な課題の抽出及びその対応策の検討などを行っている。

【計画】

- ・圏域版、医療計画推進事業
　地域保健対策協議会の開催（年2回）
　地域医療構想調整会議及び専門部会の開催（年3～4回）

1 4.2.2 CKD 対策事業

該当なし

1 4.2.3 脳卒中地域連携推進事業

該当なし

14.3 健康ながさき21推進 地域・職域連携推進

1 4.3.1 たばこ・アルコール対策事業

【事業目的】

常習性が高く、生活習慣病等への影響が大きいたばこ・アルコールについて、地域住民の健康被害に関する知識や自己管理能力の向上につなげるための普及・啓発活動等を行う。

【現状と課題】

- ・平成29年度において、五島市内の小規模事業所を対象とした「受動喫煙の状況調査」を行い、現状把握を行った。今後は、健康増進法の一部改正に係る第一種、第二種施設への受動喫煙防止の周知及び指導を行うと共に、五島市と連携した喫煙率低下に向けた取り組みが必要。

【計画】

- ・健康増進法の一部改正に係る第一種、第二種施設への制度周知と指導
- ・喫煙率の低下に向けた五島市との協議（年2回以上）、施策の立案・実施。
- ・衛生環境課と連携した未成年者への教育
- ・長崎県禁煙宣言の店の普及・啓発
- ・地域職域連携推進協議会と分煙対策の推進

14.3.2 がん対策事業

【事業目的】

長崎県では、平成20年3月にがん検診の推進、がん診療連携拠点病院等を中心とした地域連携体制の整備、離島等も含めたがん医療の水準向上などへの取組を内容とした「長崎県がん対策推進計画」を策定し、同年7月に「長崎県がん対策推進条例」が施行され、これらの計画・条例に基づく事業を展開してきたが、本県におけるがんによる死亡率は依然として高い水準にあることから、合併症の発症や症状の進展などの生活習慣病重症化に対する予防に重点を置いた対策についても併せて推進する必要がある。

【現状と課題】

- ・五島市では、胃がん、肺がん、子宮がん検診の受診率が県平均と比べて低い。特に胃がん、子宮がん、乳がんは個別健診に対応できる医療機関が少ない。
- ・五島市では、死亡率は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の順に高い。
- ・10人以下の事業所が9割近くを占めている。このことから、職場における健診や健康教育等が実施されやすい環境を整えていく必要がある。

【計画】

- ・地域職域連携推進協議会等を利用したがん検診受診率向上の検討
- ・五島市の健康フェスタ等を利用した一般住民への啓発
- ・受診医療機関拡大に向けた県協会けんぽとの協議・検討
- ・肝臓がんの予防を目的とした肝炎ウイルス検査の普及啓発

14.3.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

栄養・食生活に関する正しい知識の普及及び食環境の整備により、地域住民の生活習慣病等の予防を図る。

【現状と課題】

- ・平成29年度に実施した「五島市民の食生活実態調査」の結果では、野菜を食べるよう意識している人が少なく、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を実践している男性の割合が低かった。バランスのとれた食事の重要性を普及し、適切な量と質の食事をしている人を増やす必要がある。
- ・長崎県では健康長寿日本一を目指に掲げている。
- ・平成31年度から「ながさき健康長寿メイト」の登録が開始された。

【計画】

- ・健康づくり応援の店：登録店舗の情報を掲載したパンフレットの作成・配布
新規登録店舗の推進及び追加登録店舗の推進
- ・ながさき健康長寿メイト：講習会等を利用した普及啓発。

14.3.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

精神疾患等の予防などを内容とする「こころの健康づくり」に向け、主に40代、50代の働く世代へのストレス対策、うつ病対策、自殺対策等を実施する。

【現状と課題】

- 平成28～29年度にかけて、五島市内の小規模事業所を対象とした「健康づくりに関する意識調査」を実施し、現状把握を行った。今後は詳しく分析を行い、課題の抽出を行う必要がある。

【計画】

- 地域・職域連携推進事業との連携
- 身体活動・運動・飲酒：健康づくりニュース等を活用した情報提供の実施
- 働く世代へのメンタルヘルス講話の実施

14.3.5 地域・職域連携推進事業及び職場の健康づくり応援事業

【事業目的】

健康づくりにかかる各種事業を効果的に実施するため、地域内の事業者等と連携し、就業者等への情報発信を行うことで、健診実施率や各種予防事業等利用率の向上を図る。

【現状と課題】

- 平成28～29年度にかけて、五島市内の小規模事業所を対象とした「健康づくりに関する意識調査」及び「受動喫煙の状況調査」で現状把握を行った。「健康づくりに関する意識調査」では、健康診査、がん検診ともに受診率の低く、健診体制の整備を含めて受診率の向上を目指した取り組みの検討が必要である。「受動喫煙の状況調査」では、受動喫煙防止の義務や制度の認識不足が推測され、関係機関と連携した普及啓発活動等に取り組む必要がある。
- 健康づくりに関心を持ち実践する事業所が増えるよう、「ごとう健康づくりニュース」の内容を地域密着型とし、充実させる必要がある。

【計画】

- 地域・職域連携推進協議会（年1回）
 - ごとう健康づくりニュースの発信（年4回）
- 働く人が利用できる「職場の健康づくり応援事業」について情報発信し、事業の利用促進を図る。

14.4 地域包括ケアシステムの構築

14.4.1 地域リハビリテーション推進

【事業目的】

医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、長崎県リハビリテーション支援センター、各圏域地域リハビリテーション広域

支援センター及び県立保健所が連携して、高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で、生き生きとした生活が送ることができるよう、地域においてリハビリテーションが適切かつ円滑に提供できる体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・サービス利用の意識改革（「自立」）のために、次世代育成事業の推進が必要である。
- ・五島地域リハビリテーション広域支援センターは介護予防事業への支援を中心に事業を展開しており、地域の課題に応じた事業展開が出来るよう関係機関との調整や体制整備などの支援が必要である。

【計画】

- ・支援体制整備事業
 - 地域リハビリテーション連絡協議会の開催（年1回）
 - ・次世代育成事業の情報を更新し、事業周知と活用の推進
 - ・五島地域リハビリテーション広域支援センターの運営に対する支援と連携

1 4.4.2 地域包括ケアシステム推進

【事業目的】

住民が高齢になっても住み慣れた地域や家庭で療養しながら生活が送れるよう、医療、介護、福祉等の関連職種が連携して支える社会システムとして「地域包括ケアシステム」を推進する。

【現状と課題】

- ・地域包括ケアシステム構築推進体制については、五島市は平成29年4月に「地域包括ケアシステム連絡協議会（以下「連絡協議会」）を設置し、協議する体制が整いつつある。
- ・「五島市在宅医療連絡会」は、関係機関が企画から運営まで実施し、在宅医療・介護連携の課題の共有や顔の見える連携を強化できている。連絡協議会が効果的に運用されるためには、多職種連携の要であるケアマネージャーが現場の課題を認識し施策化に向け発言が必要であるが、これまで実施してきた「五島地域在宅医療・介護連携推進研修会」での経験が蓄積され、力量形成されつつある。
- ・平成29年度に、市と協働実施したモデル圏域での「在宅医療・介護連携推進」の取り組みでは、圏域の課題と対策案についてまとめた段階であり、他圏域に応用するには一部実践による評価が必要である。

【計画】

- ①在宅医療・介護連携推進事業
 - ・五島市在宅医療連絡会への参画
 - ・「在宅医療・介護連携推進研修会」を企画・実施する。（年1回）
- ②地域包括ケアシステム構築加速化支援事業
 - ・五島市の「地域包括ケアシステム構築状況評価」の定性評価に同行し、評価後の

課題解決に向けて、地域ケア会議や五島市在宅医療連絡会等で検討する。

③介護予防・重度化防止推進事業との協働

- ・五島市が開催する「自立支援型地域ケア会議」に参画

14. 5情報の収集、整理および活用

14.5.1 地域診断

【事業目的】

情報の収集、整理及び活用を積極的に行う。

関係機関や地域住民に、分析を加えた情報を、わかりやすく、タイムリーに発信する。

【現状と課題】

- ・保健所には、人口動態統計、地域保健・健康増進事業報告などの各種統計調査や保健衛生に関する各種台帳など多くの情報が集まる。
- ・先駆的事業に向けた調査・研究、地域診断など、目的に応じて収集する各種情報を分析、加工することにより、役立つ情報にする必要がある。
- ・各協議会において、必要なデータを加工し提供している。

【計画】

- ・保健・医療・福祉に関する情報の収集、分析、加工等の情報管理及び蓄積
- ・関係機関とのネットワークを活用した幅広い情報の収集による地域課題の把握
- ・ケーブルテレビなどの広報媒体を利用した関係機関及び住民への分かりやすい情報提供
- ・ホームページによる最新情報の提供

14. 6調査および研究

【事業目的】

地域の健康課題を的確に保健衛生施策に反映し、科学的知見を踏まえた実施後の評価を行うために、「地域の実態把握」や「検証」などの調査研究を行う体制を整備する。

調査研究の企画や成果については、情報交換を行い、先駆的に取り組んだ調査結果の成果が、本庁及び保健所の事業等に反映されるようにする。

【現状と課題】

保健所活動の充実・強化のため、大学などの研究機関との共同研究を推進する必要がある。

【計画】

- ・平成31年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）研究事業「HTLV-1の疫学研究及び総合対策に資する研究」の分担研究「国内のHTLV-1の発生動向に基づく感染制御対策」のうち、「HTLV-1感染予防対策における保健所の取組に関する研究」を担当する。

- 平成31年度厚生労働科学研究事業「地域における包括的な輸血管理体制構築に関する研究」の分担研究「地域における包括的な輸血管理体制構築に関する研究」に研究協力者として携わる。

14.7 市町支援

14.7.1 市町支援に関すること

【事業目的】

地域保健対策への地域住民のニーズの把握に努め、専門的な立場から企画、調整、指導およびこれらに必要な事業を行い、市町への積極的支援に努めることで健康なまちづくりの推進を図る。

【現状と課題】

- 市町は住民に身近で利用頻度の高い保健・福祉サービスを実施し、保健所は広域的、専門的かつ技術的業務を担っている。
- 平成30年度から、五島市と協働して糖尿病性重症化予防事業をテーマに協働計画を策定し、事業に取り組んでいる。2カ年計画としており、今年度も五島市と協働して当事業を推進していく必要がある。

【計画】

- 市と保健所で計画策定のための検討の場を持つ（年2回）

14.8 その他

14.8.1 原爆被爆者健康管理に関すること

【事業目的】

被爆者の高齢化に伴い健康に対する不安が増大している状況等に鑑み、被爆者健康診断を行うことにより、もって被爆者の健康に対する不安の解消と健康管理の充実を図る。

【現状と課題】

- 年に2回、定期健康診断を実施している。対象者の高齢化に伴い、受診率も3割程度である。
- 被爆二世健康診断の申込みは毎年5件以下と少ない。

【計画】

被爆者健康診断の実施に係る事務等の円滑な実施